

志免町水洗便所等改造奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域において、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設浄化槽を廃止し、公共下水道への切替工事をしようとする者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、公共下水道の普及促進を図り、もって環境の向上に寄与することを目的とする。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金は処理区域内における家屋の所有者又は改造について所有者の承諾を受けた家屋の使用人で改造工事をした者に対して行うが、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。ただし、志免町水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給要綱、志免町同和対策事業水洗便所等改造補助金交付要綱又は志免町生活保護世帯水洗便所等改造補助金交付要綱の適用を受ける者には適用しない。

- (1) 処理区域の公示があった日から3年以内に改造工事をするものであること。
- (2) 町税、下水道使用料及び志免町都市計画下水道事業受益者負担金を滞納していない者であること。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次の各号に掲げる改造工事1件につき20,000円とする。

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする場合にあつては、大便器（兼用も含む。）1個を1件とする。

(2) 浄化槽を設置している場合にあつては、浄化槽 1 基を 1 件とする。

(奨励金の交付申請)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改造工事着手前に水洗便所等改造奨励金交付申請書（様式第 1 号）により、町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付の決定及び通知)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、当該申請の内容を審査のうち奨励金交付の可否を決定し、水洗便所等改造奨励金交付（可・否）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付の時期)

第 6 条 奨励金は、その改造工事に関し、志免町下水道条例（平成 5 年志免町条例第 8 号）第 9 条の規定による検査に合格した後に交付するものとする。

(改造工事の施工等)

第 7 条 第 5 条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知の日から 2 か月以内に志免町排水設備指定工事店に施工させ、工事を完了しなければならない。

ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(奨励金の交付の決定の取り消し等)

第 8 条 町長は、奨励金の交付決定の通知を受けた者又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付の決定を取り消し、又はその奨励金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金を受けたとき。

(2) 前条の規定に違反したとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成6年3月31日から施行する。